

事業報告書

第13期（令和4年度）

〔
自：令和 4年 4月 1日
至：令和 5年 3月 31日
〕

公立大学法人 岐阜県立看護大学

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的及び業務内容	2
3	県の政策における法人の位置付け及び役割	3
4	中期目標の概要	4
5	理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	5
6	中期計画及び年度計画の概要	6
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	8
8	業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	11
9	業績の適正な評価に資する情報	14
10	業務の成果及び当該業務に要した資源	16
11	予算及び決算の概要	23
12	財務諸表の要約	24
13	財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明	28
14	内部統制の運用状況	30
15	法人に関する基礎的な情報	31

1 法人の長によるメッセージ

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の多様な保健・医療・福祉ニーズに対応するために、看護サービスの質の向上に貢献することを使命として平成12年に開学致しました。平成16年に大学院看護学研究科修士課程を、平成18年に博士後期課程を開設して、看護学部看護学科及び大学院看護学研究科博士前期課程・博士後期課程を体系的に備えた教育研究機関となり、研究活動に基づく理論的な裏付けをもって創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材を育成しています。

現在、県内には9校の看護系大学があり、看護学の学士課程が設置されています。博士前期（修士）課程を設置する大学は4校となりましたが、博士後期課程の設置は県内では本学が唯一となっています。また、平成20年に博士前期課程に併設した、特定の分野において専門性の高い優れた看護実践能力を備えた専門看護師を育成する教育課程も、県内唯一の課程となっています。開学から23年を迎えた令和4年度末には、看護学部の卒業者は1,610人、看護学研究科の修了者は博士前期課程176人、博士後期課程22人となり、多くの卒業者・修了者が岐阜県内外で看護専門職として活躍しています。

また、本学では、県内の看護職の生涯学習の拠点となるべく、開学当初より地域貢献活動として看護職と教員が協働で実践研究を行う共同研究事業、看護職の自己研鑽や業務改善の支援を目指した研修会を行う看護実践研究指導事業などの地域貢献活動に取り組んでいます。令和4年度は、本学の教育・研究・地域貢献活動を統合させた活動を施設と協働して行うことで、その施設の看護の充実や強みの強化を図ることを目的として、これまでの地域貢献活動の実績を基盤とする「看護実践改革のモデル施設づくり事業」を新たに開始しました。看護の充実や人材育成に関する活動計画を策定し、令和5年度より本格的に取り組んでまいります。

近年、ケアに関わる人々の要望は多様化かつ高度化しており、看護職者にはヒューマンケアの知識と技術とともに、豊かな人間性と深い倫理的判断力が求められています。令和4年度より始まった第3期中期目標期間においては、これまでに培ってきた実績を踏まえて教育・研究・地域貢献活動の一層の質の向上を図り、大学の使命や理念の実現に向けて邁進してまいります。今後とも変わらずご支援賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

公立大学法人岐阜県立看護大学
理事長 北山 三津子

2 法人の目的及び業務内容

(1) 法人の目的

公立大学法人岐阜県立看護大学は、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、看護専門職としての責任を持ち創造的に看護を実践する人材を育成し、もって地域社会における人々の健康な生活の確保、福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

当法人は、(1)の目的を達成するため、以下の業務を行います。

1. 看護学の高等教育機関として大学を設置し、これを運営すること。
2. 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
3. 県内の看護の実践又は教育にかかる人材の育成を行うこと。
4. 看護学の生涯学習の中核的機関として、多様な学習の機会を提供すること。
5. 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
6. 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
7. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 県の政策における法人の位置付け及び役割

(1) 法人の位置付け

岐阜県は、県土が広く、多様な気候・風土の中で文化を育んでいます。地域により県民の生活上の課題も多彩で、特に高齢化・過疎化が深刻な地域を広く抱えています。そこで県は、県民の誰もが安心して暮らすことのできる「日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」の推進を目指し、総合福祉施策に取り組んできました。その中で、県民の多様な保健・医療・福祉ニーズに対応するためには県内の看護の質を向上させることが急務であるとして、看護学の教育・研究活動の中核機関となる県立大学の設立を決めました。

平成7年には看護大学設立準備担当が設置され、有識者・県内看護職者・教育関係機関等の意見を聴取しながら準備が進められ、平成11年12月に文部科学省から大学設置の認可を受けて岐阜県立看護大学は設立されました。

その後、大学全入時代を迎えるに向けた大学間競争が一層激しさを増す中、自主的・自律的かつ機動的な大学運営によって個性豊かで地域に貢献できる魅力ある大学づくりに取り組み、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる人材を育成するため、平成22年4月に公立大学法人化されています。

(2) 法人の役割

公立大学法人岐阜県立看護大学は、看護学の高等教育機関として岐阜県立看護大学を設置し、運営しています。

岐阜県立看護大学では、人々の健康と福祉の充実に貢献できる看護専門職者を育成することを追求しています。看護学は、看護師、保健師、助産師等の看護職者が行う業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問ですが、特に看護職者が日常的に行う看護サービスの質の向上と、現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点をおいた人材育成を主眼としています。

近年、ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化しており、対応には、単なる技術や知識だけではなく、豊かな人間性と確実な技術力、倫理的判断力が求められます。これらを備えた人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科の目指すところです。

また、県立大学の特色を踏まえて本学の研究活動では、現地に出向いて岐阜県下の看護職者とともに取り組む共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めています。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学の卒業者を含め、看護の実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担います。岐阜県下の看護サービスの質の向上から出発した教育研究活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出し、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしています。

4 中期目標の概要

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援の路を開いてきました。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績を発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的としています。

近年、医療の高度化・専門化や疾病構造・人口構造の変化により、看護職者には高度な知識・技術、変化や多様なニーズに対応できる能力が求められています。また、県内においては看護系大学が増加しており、質の高い看護が県民に提供される可能性が高まる一方で、学生確保・教員確保等においては大学間競争が激しさを増しています。

このような状況の中、岐阜県立看護大学が開学して以来蓄積してきた教育研究活動、地域貢献活動の実績を踏まえて一層堅実な教育・研究活動を推進するとともに、高い付加価値を生み出すことができるよう、第3期中期目標（令和4年度～令和9年度）においては以下の点が重点的に求められています。

- ①人々の健康増進を目指す看護の質の向上に着実に貢献できる人材の育成
- ②看護学及び看護実践の改善、改革において、リーダーシップ能力を発揮できる高度看護人材の育成
- ③卒業者、修了者へのキャリア支援及び能力発揮支援の充実
- ④県内看護職者の生涯学習の中核機関としての役割推進による地域貢献の更なる充実
- ⑤国内外の大学との学術交流等による魅力ある教育研究環境づくり
- ⑥運営基盤である事務局の事務実施体制の強化

詳細につきましては、第3期中期目標（<https://www.gifu-cn.ac.jp/corp/plan/img/chukimokuhyou3.pdf>）をご覧ください。

5 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

(1) 法人の基本理念

公立大学法人岐阜県立看護大学は、大学の目的である「看護専門職としての責任を持ち創造的に看護を実践する人材の育成」、並びに「地域社会における人々の健康な生活の確保、福祉の向上及び看護学の発展への寄与」の達成のため、大学が自らコンプライアンスに基づき適正で効果的、効率的な運営が行えるよう、環境の維持・充実に努めることを運営の基本に置いています。

(2) 看護学部看護学科の教育理念

看護学は、看護師、保健師、助産師等、看護職者の仕事の専門性を支える学問です。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追究します。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指しています。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授します。これからのかの看護専門職者には、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職者や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を發揮できる能力が求められます。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視します。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行います。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追究し、看護実践にかかる研究活動を活発に行います。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組まれています。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入口を確実に導きます。

(3) 大学院看護学研究科の教育理念

看護の諸活動は、人々の生活の営みを健康生活の面から支えるものであり、その中心的課題は人権尊重に基づく自立的問題解決への支援です。この支援では、常に看護サービス利用者を中心のあり方が基本となります。

本研究科では、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追求し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指します。この教育・研究活動を通して、国民が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的とします。

6 中期計画及び年度計画の概要

公立大学法人岐阜県立看護大学では、第3期中期目標の達成に向けて、第3期中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しており、その概要は以下のとおりです。

詳細につきましては、第3期中期計画(<https://www.gifu-cn.ac.jp/corp/plan/img/chuki-keikaku3-2.pdf>)及び令和4年度年度計画(<https://www.gifu-cn.ac.jp/corp/plan/img/nendo-keikaku04-2.pdf>)をご確認ください。

第3期中期計画	令和4年度年度計画
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する事項	
(1) 教育に関する事項	
(①) 人材の育成	
・付与すべき能力を培う教育方法の開発、実施 ・体系的な教育の展開 ・就業・学業の両立が可能な教育課程の充実 ●教養科目の満足度：80%以上	・二年次修了時到達目標の周知・促進 ・卒業時到達目標達成状況の分析、指導内容の検討 ・学習背景、実務経験等を考慮した個別の教育方法の充実に関する検討 ・三者評価の実施、改善策の検討
(②) 学生の確保	
・入学者選抜方法の改善、実施 ・広報活動の充実・計画的な推進 ●博士前期課程の入学定員の充足率：90%以上	・入学者選抜方法の分析・評価 ・効果的な広報活動の検討・採用 ・大学院広報活動の強化
(③) 学生の支援	
・支援ニーズの把握、きめ細やかな対応 ・相談対応、カウンセリング体制の継続 ・看護専門職者としてのキャリアマネジメント支援	・学生生活実態調査の実施、支援課題の把握 ・健康管理に向けた助言相談・協力体制の継続 ・カウンセラーの定期相談の実施 ・就職・進路ガイダンスの体系的な計画・実施
(④) 卒業後・修了後の支援	
・専門職者としての能力向上支援	・実践経験に応じた支援方法の開発、能力向上支援
(2) 研究に関する事項	
・共同研究事業、看護実践研究指導事業の推進 ・研究成果の積極的な公表 ・研究倫理教育の充実 ●教員一人当たりの研究成果発表件数：2.5件以上	・共同研究事業、看護実践研究指導事業の実施 ・研究成果の発表・投稿の推進 ・体系的な研究倫理教育プログラムの企画・実施
(3) 地域貢献に関する事項	
・県及び医療施設等との連携による県内就業の促進 ・看護職者の生涯学習を推進する活動の充実 ・県内ニーズの把握と看護サービスの充実方法の追求 ●卒業者の県内就業率：60%以上 ●共同研究事業に参加した看護職等の現地共同研究者のうち、「共同研究の実施による実践の改善・充実状況、それにつながる状況や認識の変化」があったと回答した者の割合：100%	・県内就業の魅力を伝える取り組みの実施 ・看護実践改革モデル施設づくり事業の立ち上げ ・看護人材に関する三者連絡協議会、看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会の開催 ・県内ニーズ及び専門看護師等の育成ニーズの検討 ・県主催の看護職者向け研修等の企画・運営・実施等に関する支援
(4) 教育研究組織と実施体制に関する事項	
・教授内容の質の担保に必要な教員体制の充実 ・計画的なファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実施 ・卒業者、修了者、県内看護職者等との連携強化 ●全教員を対象とする FD 研修会の参加率：90%以上	・4専門領域を中心とした教育研究実施体制の継続 ・教員ニーズ等を把握した FD 研修会の企画、実施 ・国内外の看護系大学との学術交流の実施 ・県内医療機関との意見交換の実施

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・理事長のリーダーシップによる機動的かつ効果的な意思決定の実現 ・大学管理運営への外部意見の反映 ・法令遵守等に関する意識の徹底 ・優れた資質を有する教員、専門性の高い職員の確保、育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学管理・運営会議の定期的な開催 ・外部役員等及び県内看護職者の意見の把握、大学運営への活用 ・法令遵守等の徹底、意識醸成に係る啓発 ・教育研究・職場環境の改善による教職員の定着 ・研修の推進による教職員の能力向上
第3 財務内容の改善に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画に基づく大学運営の安定化 ・外部資金の獲得、施設等の開放による自己収入の確保 ・管理的経費の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画の策定 ・外部資金情報の積極的な提供、申請支援の実施 ・教職員への経営状況の周知と管理的経費の抑制
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証体制の充実 ・法人情報の公開による法人運営の透明性の確保 ・教育研究活動の成果等の積極的な発信 ●本学の特徴に対する理解度：95%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の実施 ・機関別認証評価受審に向けた自己点検体制の整備 ・ホームページでの法人及び大学情報の公開
第5 その他業務運営に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・学修環境の計画的な整備・充実 ・施設・設備の適切な維持管理の推進 ・安全管理の予防対策の推進、危機発生時の対処体制の充実 ・情報セキュリティ対策の推進 ・ハラスメント防止対策、相談窓口の充実 ●危機管理に関する講習会等の参加率：学生向け90%以上、教職員向け90%以上 ●人権・倫理に関する講習会等の参加率：学生向け100%、教職員向け100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づいた看護実習用機器の更新 ・変化に即した学修環境の提供 ・施設・設備の適切な維持管理・更新 ・地域関係者と連携した危機管理啓発、早期対応 ・情報セキュリティ研修や啓発活動の実施 ・ハラスメント研修及び相談体制の継続

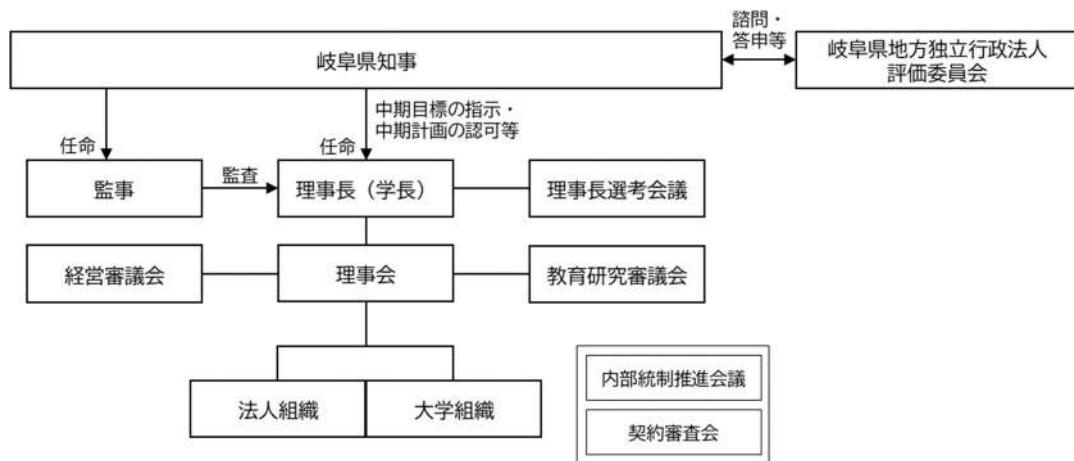
(注) 「●」は中期計画における指標を表しています。

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況・体制図

公立大学法人岐阜県立看護大学では、中期目標等に基づいて法令をはじめ法人において策定した規程・基準等を遵守しつつ業務を行い、公立大学法人岐阜県立看護大学定款第1条の目的を効果的かつ効率的に達成するため、内部統制基本方針を定めています。

また、役員（監事を除く。）における職務の執行が地方独立行政法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を「内部統制システム」として、その整備に関する事項を業務方法書に定めています。詳細につきましては、業務方法書(<https://www.gifu-cn.ac.jp/corp/regulations/img/gyoumu-houhou.pdf>)をご覧ください。



(2) 役員等の状況

(令和4年5月1日現在)

役職	氏名	任期	担当職務	経歴等
理事長	北山三津子	令和3年4月1日～令和7年3月31日		令和3年4月～理事長兼学長
理事	森 仁実	令和3年4月1日～令和5年3月31日	教育、研究	令和3年4月～学部長
理事	松下 光子	令和4年4月1日～令和5年3月31日	教育、研究	令和4年4月～研究科長
理事	土井 充行	令和3年4月1日～令和5年3月31日	総務、財務	令和2年4月～事務局長
理事 (非常勤)	國枝 敏郎	令和3年4月1日～令和5年3月31日	法人運営全般	元(公財)岐阜県国際交流センター専務理事
理事 (非常勤)	水谷 邦照	令和3年4月1日～令和5年3月31日	法人経営	(株)文溪堂代表取締役会長
監事 (非常勤)	芝 英則	平成30年4月1日～令和4年9月※		弁護士
監事 (非常勤)	滝 文謙	平成30年4月1日～令和4年9月※		公認会計士

※任命後4年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度についての財務諸表承認日

(3) 職員の状況

(令和4年5月1日現在)

区分	職員数（増減）	平均年齢	備考
教員	56名（△1名）	46.9歳	学長、学部長、研究科長及び特任教授含む 県からの派遣者は1名（県教育委員会）
職員	28名（-2名）	46.1歳	事務局長及び常勤契約職員含む 県からの派遣者は1名

(4) 重要な施設等の整備等の状況

①当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

②当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし

③当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

④当事業年度中において担保に供した施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
岐阜県出資金	4,717,680	-	-	4,717,680
計	4,717,680	-	-	4,717,680

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 29,886,974 円は中期計画の剩余金の使途において定めた教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てるため、全額を目的積立金として申請しています。

前中期目標期間繰越積立金の取崩額 15,955,913 円は、第3期中期目標を達成するための業務の財源に充当することとして岐阜県知事から承認を受けた 122,047,094 円より取り崩したものです。

(6) 財源の状況

①財源（収入）の内訳

(単位：千円)

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	747,936	75.2%
自己収入	230,652	23.2%
補助金収入	389	0.0%
目的積立金取崩収入	15,955	1.6%
合計	994,934	100%

②自己収入に関する説明

公立大学法人岐阜県立看護大学は大学を設置・運営しており、その主たる業務は「教育」の提供となります。そのため、主な自己収入は学生からの納付金（授業料・入学料・検定料）であり、総額は 216,145 千円となっています。

また、この他に土地・建物などの財産貸付料等の収入があります。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき「公立大学法人岐阜県立看護大学障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を定める等して、社会及び環境への配慮に適宜取り組んでいます。

また、県内看護職者を対象とした研修会を実施する等、地域貢献活動を推進しています。

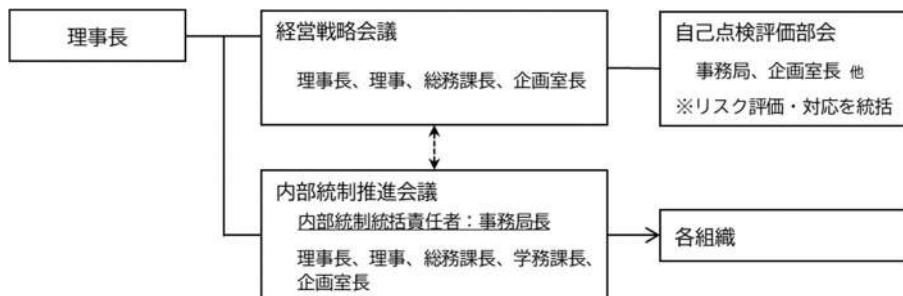
8 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

(1) リスク管理の状況

公立大学法人岐阜県立看護大学では、「業務方法書」に基づいて業務実施の障害となるリスクの把握とその低減に取り組んでおり、その取り組みは「内部統制システムに関する規程」により、法人に設置する「経営戦略会議」の下に組織する「自己点検評価部会」が統括しています。

「経営戦略会議」では業務運営全体の方針に係る事項を審議しており、業務運営上の課題への対応について検討しています。また、内部統制システムについては理事を内部統制統括責任者とする体制を構築し、システムの整備や見直し等については「内部統制推進会議」において行っています。

その他、教育研究活動における相談や不正行為に関する通報（告発）窓口の設置、ハラスメント防止に関する基本方針等をホームページで広く周知するとともに、教職員倫理綱領等の学内周知に努めています。



(2) 業務運営上の課題及びその対応策の状況

将来において発生が予想され、業務運営等に影響を及ぼす可能性がある課題として以下の①～⑥を想定し、その対応策として令和4年度は次のような取り組みを行いました。

①志願学生の確保

大学への進学が期待できる18歳人口は減少傾向にあり、将来的に大幅に減少することが予想されています。本学を含めて県内には9校、全国には280校の看護系大学があり、本学が求める人材の確保は厳しい状況となっていました。

看護学部看護学科では志願学生確保のため、オープンキャンパスや出張式大学説明会・模擬授業の実施、大学ホームページの運用、大学案内冊子の刊行等により本学で看護を学ぶことの魅力を伝えています。オープンキャンパスは、8月に人数を限定して来校型で開催し、その後は大学説明会動画、在学生からのキャンパスライフの紹介などをホームページに掲載し、広く閲覧できるようにしました。出張式大学説明会・模擬授業には1年を通して参加し、多くの高校生等に本学について知ってもらう機会を設けました。

大学院看護学研究科では、大学院での学修が生涯学習として認識されるよう、在学生、卒業生及び県内看護職者に対して講演会の開催、パンフレットの配布による働きかけの他、新たに大学院進学に関する相談会をオンラインで開催しました。

②情報セキュリティ

情報機器を利用することは業務上必須となっており、さらに新型コロナウイルス感染症の流行によるオンライン講義の導入等により大学をとりまく情報環境は変化し続けています。大学には、個人情報や研究情報など守るべき情報資産が多くあり、情報セキュリティ対策を講じる責務があります。

本学では、学生に対する情報セキュリティ教育をガイダンスや授業の機会を捉えて実施しています。教職員に対しては、3月に資料と映像コンテンツを活用した情報セキュリティ研修を実施しました。また、警戒すべきウイルスの情報や悪質なメールが複数確認された場合は、その都度注意喚起を行いました。

③コンプライアンスの強化

健全で適正な大学運営及び本学に対する社会的信頼を維持するためには、業務遂行において関係法令や本学の規則、教育研究倫理や社会規範等の違反行為を未然に防止することが重要です。

本学では、教職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るため、各種研修を行っています。新任教職員に対しては着任後早期にコンプライアンス研修等を実施し、法令遵守の徹底や意識醸成に係る啓発を行いました。全教員に対しては、①外部講師による研修会（2月）、②「The Lab」の視聴、③APRIN e ラーニングプログラム、④「科学の健全な発展のために：誠実な科学者の心得」の通読、⑤科研費研修会で構成した体系的な研究倫理の教育プログラムを実施しました。また、大学院看護学研究科の学生に対しても、高い倫理観に基づいて研究に取り組めるよう、研究倫理教育プログラムを実施しています。

④ハラスメント対策

ハラスメントは学生、教職員等の個人の尊厳や人格を不当に傷つけるだけでなく、教育研究、業務運営、学生自治、学生生活など、学生、教職員が関わる各活動の環境を悪化させる可能性があります。

法人として「公立大学法人岐阜県立看護大学ハラスメント防止に関する基本方針」及び「公立大学法人岐阜県立看護大学ハラスメント防止等に関する規程」を定め、ハラスメントへの理解を深めるための教育・啓発活動に取り組むとともに、ハラスメントが発生した場合には真摯な対応を行うこととしています。令和4年度はハラスメントに対する認識を深めるため、外部講師を招聘し、5月に学生向け研修会を、3月に教職員向け研修会を実施しました。また、学部学生、大学院生、教職員それぞれを対象としたハラスメント相談員と、学部学生を対象とした学生相談教員を学内相談員として設置しています。加えて外部相談員（カウンセラー・臨床心理士）を設置し、困りごとや悩みに関する相談体制を継続しています。

⑤施設・設備の老朽化

開学後20年以上経過し、全般的に施設・設備の老朽化が進行しており、修繕や機器の更新を必要とする箇所が多くなっています。これら施設に起因する事故予防、基盤的経費の圧迫防止のため、中期維持修繕計画に基づいて施設・設備の修繕や更新を行っています。

大規模修繕は前年度に設置団体の予算査定を受けた特別運営費交付金により計画的に行っており、令和4年度は講堂と講義室の音響・映像設備の更新、防犯カメラの交換、入退室管理システム部品や空調監視部品の交換を実施しました。小規模修繕は施設・設備の状況を調査・点検して優先順位をつけ、サーバー室のエアコンの交換や講義棟のカーテンの補修、テニスコートの修繕など教育環境の整備を既定予算の修繕費により実施しました。

⑥災害対策

従来からの大規模地震のリスクに加え、近年では豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生しており、常に自然災害に備えておくことの重要性が増しています。

10月に消防訓練を、11月に安否確認訓練とシェイクアウト訓練を実施したほか、令和4年度は学生をはじめとする人命の安全と被害の軽減を図るため、災害対策本部構成員及び職員を対象とした災害対策マニュアルを作成しました。また、一人ひとりの防災意識を高めるために、スタッフ・ディベロップメント（SD）として教員と事務職員の合同研修会「災害対策に向けた研修会」を開催し、防災対策として今からできることを話し合いました。

9 業績の適正な評価に資する情報

(1) 教育

公立大学法人岐阜県立看護大学の重要な事業の一つである教育については、大学に看護学部看護学科及び大学院看護学研究科を設置して取り組みを進めています。

看護学部看護学科では大学の教育理念に基づいて、「看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できる人」を人材育成像としています。これを受け付与すべき能力を教育目標に掲げ、その能力の育成を目指して策定したカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成し、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格に繋がる教育課程を展開しています。また、科目の選択により養護教諭一種免許を取得することも可能としています。

大学院看護学研究科では、大学院の教育理念に基づいて、博士前期課程及び博士後期課程を設置し、それぞれの課程で付与すべき能力を教育目標に掲げて教育課程を展開しています。また、博士前期課程の中には、慢性看護・小児看護・がん看護の3つの分野における専門看護師コースを併設し、専門看護師の資格取得に必要な教育を実施しています。

(2) 研究

教員が自己の専門性を深めるとともに、その成果が学部及び大学院における教育方法の開発に連動するよう、個人及びグループ単位で主体的・計画的に研究活動を実施しています。研究成果は関連する学会学術集会での発表、学会誌への投稿、本学紀要への掲載等により公表し、外部評価を受けています。

本学では、研究的な手法で看護サービスの改善・質の向上を目指す共同研究事業を実施しています。この事業は、県内看護職者と大学教員が双方の役割の違いを活かしつつ、日常の看護業務の改善・充実に直結した研究に対等な関係で取り組むものです。

また、県内看護職者の生涯学習を促進することを目的として、現場の実態に即した研修の機会を提供する看護実践研究指導事業を実施しています。この事業は、看護職者による実践研究の取り組みを奨励すること、岐阜県という極めて広範な地域を視野に入れたケアサービスの質の向上を目指すことなどに留意して実施しています。

(3) 地域貢献

地域貢献活動は、大学の設立趣旨である岐阜県の看護の質の向上に高等教育機関として寄与するという使命のもと、看護研究センターを中心に行ってています。

上記(2)に記載の共同研究事業、看護実践研究指導事業を県内看護職者の生涯学習支援として実施しているほか、令和4年度からは地域貢献活動の一層の発展に向けた活動として、施設単位に従来の地域貢献活動を統合し、施設の看護の充実を図ることを目指した看護実践改革モデル施設づくり事業を開始しています。

また、県内就業を促進する取り組みとして、県内医療施設等による就職ガイダンスや県内施設に就職した卒業者・修了者との交流会の開催、県内で活躍する人材による特別講義などを実

施しています。加えて就業定着を図る取り組みとして新卒者交流会、卒後2年目交流会を開催し、就業を通じて得た体験を仲間や教員と自由に語り合う機会を提供しています。修了者に対しては、非常勤講師として招聘し、専門性の向上や同僚・後輩に対して指導的役割が取れるよう教育支援を行っています。

(4) 教育研究組織と実施体制

本学では看護学の専門分野の基礎を教授することを重視し、地域基礎看護学、機能看護学、育成期看護学、成熟期看護学の4つの専門領域を中心として各領域が協働して教育研究活動及び地域貢献活動を実施する体制としています。

教員の資質向上を図るため、教育能力開発委員会を中心となって、個々の教育研究能力開発を図るとともに、大学の理念と目的に合致した教育研究及び地域貢献を行うための組織的な取り組みを目指して研修会等の活動を企画・運営しています。

その他、国内看護系大学との学術交流や国際的な学術交流等を通して教員の資質向上、魅力ある教育研究環境づくりに努めています。

10 業務の成果及び当該業務に要した資源

令和4年度は大学開学23年目及び第3期中期目標期間の初年度にあたり、第1期及び第2期を通して積み重ねてきた実績を踏まえ、第3期中期計画及び令和4年度年度計画の実現に向けて各事業・業務に取り組みました。

主な取り組みの結果と要した資源との関係は次のとおりです。詳細につきましては、業務実績報告書（<https://www.gifu-cn.ac.jp/corp/plan/img/hyokasankor04.pdf>）をご覧ください。

（1）教育

看護学部看護学科においては、令和4年度も主体的・創造的に課題解決のできる人材育成を継続し、学士（看護学）の学位を取得した卒業者を80名輩出しました。卒業者の累積総数は1,610名、そのうち県内就職者は860名となっています。

大学院看護学研究科においては、令和4年度は修士（看護学）の学位を取得した博士前期課程の修了者を7名、博士（看護学）の学位を取得した博士後期課程の修了者を3名輩出しました。博士前期課程修了者の累積総数は179名（県内看護職者167名）、博士後期課程修了者の累積総数は22名（県内看護職者21名）となっています。また、専門看護師の3コース（慢性看護、小児看護、がん看護）全てを38単位教育課程で実施しており、令和4年度は2名（慢性看護1名、がん看護1名）が修了しました。

①人材の育成

看護学部看護学科では、本学で培うことのできる看護専門職者としての知識・技術及び学士力を身につけるために学び続ける能力と創造的思考力の育成を目指して、4年間の段階的な到達目標を作成し学生と共有しています。卒業時に身につけるべき基本的能力は「卒業時の到達目標」（25項目）として学生に示し、その達成を支援しています。看護専門職者としての基礎能力の修得を目指すために四年次に開講している「看護学統合演習」において、学生は自身の看護実践体験を省察して到達状況を評価し、その結果に基づいて自己の補完学修計画を立てて学修に取り組み再評価をしました。このプロセスを通して、看護専門職者として生涯にわたって自己の能力を主体的に高める力の涵養につながっていると評価できます。12月には、25項目のうち、その殆どの項目（24項目）が達成されていることを確認しました。1項目（看護学以外の学問領域の学修により幅広い視野を持つことの重要性を説明する）については、1名が「今後努力する必要がある」と評価していたため、教員間で情報を共有し、目標の達成を促進する指導について検討しました。

大学院看護学研究科では、看護実践を基盤とした研究が職場での仕事と両立できるよう、研究指導を通して学生の状況を把握し、効果的な教育方法を継続検討して実施しています。令和4年度は対面授業を原則としながらも、感染状況や学生が勤務する医療機関の状況に応じて遠隔授業等を活用しました。研究活動についても個別指導や論文審査、修士論文・博士論文報告会をオンラインやハイブリッド方式で開催する等、オンラインを有効活用して学生の状況に合わせた対応を行いました。博士前期課程修了時には学生・同僚・上司による評価（三者評価）を実施しており、概ね教育目標に合致した人材育成ができていることを確認しています。

②学生の確保

看護学部看護学科では、令和4年度より大学入学共通テストを利用した学校推薦型選抜Bの募集人員を2名増やし、一般選抜（前期日程）の募集人員を2名減らして入試を実施しました。学校推薦型選抜Bは志願者倍率と県内高校からの出願状況は例年並みを維持しましたが、県内出身者の合格者数はこれまでと比較して少し減少していたため、今後県内就職の状況を注視する等、各入試制度の動向や県内高校における進路指導の現状を把握する必要性を確認しました。

本学で看護を学ぶことの魅力や入試制度の周知のため、オープンキャンパスの開催、大学ホームページの運用、大学案内冊子の刊行及び出張式大学説明会・模擬授業等を広報活動として実施しました。オープンキャンパスは来校型で実施し、225名（高校生131名、保護者94名）の参加を得ました。教職員のみでなく学生からも本学の雰囲気や特徴を伝えるため、令和4年度は在学生からキャンパスライフを紹介するプログラムを追加しました。参加者からは、本学の雰囲気や特徴が理解できた、本学で学びたいと思った等の反応が得られました。また、開催後は参加できなかった方も本学について知ることができるように、大学ホームページに大学説明会動画、在学生によるキャンパスライフの紹介などを掲載しました。

大学院看護学研究科では、多様な志願者を受け入れることが可能な入学者選抜方法として、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を継続して実施しました。合格者が入学定員に満たなかった博士前期課程は二次募集を行い、最終的に7名（定員12名）、博士後期課程は2名（定員2名）を合格として、看護学研究科が求める人材を確保しました。また、新しい試みとして、大学院進学に関するオンライン相談会を12月より月1回開催し、計6名の相談に対応しました。

③学生支援

看護学部看護学科では、学生生活の状況を把握するため、全学生319名を対象に学生生活実態調査を実施し、259名（81.2%）の学生から回答を得ました。前回調査（令和元年度）と比較すると、自己学習時間は増加傾向にありました、「自己学習課題が多い」「カリキュラムに余裕がほしい」との意見があり、今後の検討の必要性を確認しました。また、2割の学生が感染症の流行により、経済面で何らかの問題を抱えていることが明らかとなつたため、奨学金利用の状況等も確認しながら支援課題を明確にして対応を検討することとしています。

学修環境の整備としては、教員による選書に加えて学生の希望を尊重した図書整備を行っています。また、遠隔教育への対応として学外から電子リソースを活用できる環境を整え、動画配信契約の継続と電子ブック51タイトルの追加購入を行いました。その結果、前年度と比較してリモートアクセスログイン数は1.25倍、電子ブックのアクセス数は2倍に増加しました。

就職・キャリア支援としては、看護職者としての将来像を学生が主体的に描いて就職について考えることができるよう、本学の卒業者5名と修了者1名を迎えて11月に卒業者及び修了者と在学生との交流会を開催しました。一・二・三年次生のうち160名が参加し、アンケートでは7割を超える学生から、「就職・進路を考えるヒントが得られた」「看護職者として働くことのイメージが深まった」との回答を得ました。

大学院看護学研究科の学生は職場在籍のまま就学しているため、定期的な懇談会や個別指導などによりニーズや課題の把握を行い、仕事と就学の両立に向けて必要な対策を講じています。

④卒業者・修了者の支援

卒業者支援として、新卒者交流会、卒後2年目交流会を6月にオンライン形式で開催し、日頃の悩みを参加者同士で共有し、同級生と交流する機会を設けました。参加者は12名（新卒者7名、卒後2年目5名）と、対面実施した年と比較すると参加者は少なかったものの、終了後のアンケートでは8名が「大変有意義だった」と回答しています。

修了者支援として、大学教員との共同研究には10課題に10名の修了者が参加し、共同研究報告と討論の会には修了者18名（うち共同研究者2名）が参加しました。また、看護実践研究指導事業では修了者が講師として参加するなど、修了者の専門職者としての発展を本学との相互交流を通して支援しました。

県内で活動する専門看護師の交流促進とキャリア開発を支援するため、看護実践研究指導事業として「専門看護師の看護実践の質向上を目指す研修会」を企画し、専門分野を超えた研修会は14名、専門看護師資格5年目更新審査受審に向けた研修会は8名の参加を得ました。

指標	達成目標	令和4年度実績
教養科目の満足度	80%以上	83.1%
博士前期課程の入学定員の充足率	90%以上	100%

（2）研究

教員の研究成果は、本学紀要、関連する学会学術集会及び学会誌への投稿等を通して公表しています。本学紀要第23巻1号への掲載は、総説1編、原著4編、研究報告2編、資料6編の総数13編でした。また著書8編、学会誌等への論文掲載20編、学会学術集会への発表19編、報告書作成（文部科学省科学研究費助成事業研究成果報告書等）10編等、各領域による専門的な発表が積極的になされています。

本学が開学以来推進している看護実践研究の中核である共同研究事業は、令和4年度は16課題に取り組みました。参画した県内看護職者等は延べ84名、その職場は岐阜県内の医療・保健・福祉施設と多分野にわたっています。本学教員は延べ88名が参画し、現場の課題解決と看護職者の研究能力向上の発展に繋げています。ピアレビューの機会として開催している共同研究報告と討論の会は2月に開催し、111名の参加を得て看護実践研究の意義と方法について追究する討議を行いました。また、看護実践の向上を目指した研究的取り組みを促進するために県内保健・医療・福祉施設等の看護職を対象に実施している看護実践研究指導事業は、令和4年度は5課題に取り組みました。

文部科学省科学研究費助成事業については、令和4年度は新たに基盤研究Cに2件が研究代表者として採択され、令和3年度より継続している9件（基盤研究C7件、若手研究2件）とあわせて11件を実施しました。科学研究費助成事業への申請・採択を通して各教員の専門分野の研究の推進・発展を目指し、助成事業の最近の変更点・動向や研究計画調書作成の基本について学ぶFD研修会「科研費申請へのアプローチ—研究計画調書作成の基本—」を9月に計画し、32名が参加しました。

指標	達成目標	令和4年度実績
教員一人当たりの研究成果発表件数	2.5件以上	1.9件

(3) 地域貢献

本学は県内看護職者の生涯学習拠点としての役割を重視し、共同研究事業及び看護実践研究指導事業等は地域貢献活動としても継続的に推進しています。

県内就業を促進するための方策としては、県内の多様な施設の概要を知る機会を提供するため、二・三年次生を対象とした岐阜県医療機関等による就職ガイダンスを1月に開催しました。県内医療施設等23施設から看護部長や卒業者等の参加を得て開催し、全体説明会には約90名、個別相談会には延べ109名が参加しました。

人材育成の拠点として本学卒業者の就業定着を支援することを目的として、新卒者交流会、卒後2年目交流会をオンライン形式で開催するとともに、令和4年度はキャリアマネジメントの支援を目的として、全卒業者を対象としたキャリアマネジメント研修会も開催しました。

また、令和4年度より地域貢献活動の一層の発展を目指して、新規事業として看護実践改革モデル施設づくり事業を開始しました。本事業は、各種の地域貢献活動を施設単位に統合し、モデル施設の看護の充実を図ることを趣旨としており、開学以来継続実施してきた各地域貢献活動の実績を基盤としています。県内医療施設1施設の看護部と検討を重ね、①看護の推進者層の活動促進、②共同研究・看護実践研究指導事業及び研究支援の活用、③就職促進・人材育成等のプログラムを活用した卒業者・修了者の職場定着と活動促進、④学部・大学院教育の機会を活用した看護人材の育成の4項目について令和5年度の実施計画を立案しました。

指標	達成目標	令和4年度実績
卒業者の県内就業率	60%以上	57.1%
共同研究事業に参加した看護職等の現地共同研究者のうち、「共同研究の実施による実践の改善・充実状況、それにつながる状況や認識の変化」があったと回答した者の割合	100%	100%

(4) 教育研究組織と実施体制

看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の教員体制は、4専門領域の領域責任者及び看護研究センター責任者を中心とした体制とし、それぞれの領域等が協働して教育研究活動及び地域貢献活動を着実に行ってています。教員の教育能力開発のため、令和4年度は看護学部看護学科では4回、看護学研究科では2回、FD研修会を実施しました。

看護学部看護学科におけるFD研修会「カリキュラムを理解して学士課程教育の充実を図ろう」では、学生が何を学び何を身に付けることができたのかという観点で、ディプロマ・ポリシー及び卒業時到達目標とカリキュラムを照らし合わせ、小グループで意見交換を通じて、教員各自のカリキュラムに対する理解を深めました。また、全教職員に関する災害対策を取り上げ、一人ひとりの防災意識を高めるために、SDとして「災害対策に向けた研修会」を開催し、防災対策として今からできることを話し合う研修会を設けました。

感染症の流行により延期していた教員の海外大学への派遣及び国内看護系大学との学術交流も令和4年度より再開しました。海外大学への派遣では、3月にWBL(Work Based Learning)及びWBR(Work Based Research)に先進的に取り組んでいる英国Middlesex大学へ2名の教員を派遣し、令和5年度に報告会の開催、報告書の作成を行い、研修成果を共有する計画とあります。また、海外での看護職者の活動に関する学習会として、講演会「米国の助産師・Nurse

Practitioner の実践活動と教育課程」も 3 月に開催しています。同じく 3 月には国内看護系大学との学術交流として、11 名の教員が滋賀県立大学人間看護学部の地域交流看護実践研究センターを訪問し、地域交流看護実践研究センターの取り組み、特に公開講義について説明を受け、本学からは看護研究センターの取り組み、特に看護実践研究指導事業について説明し、意見交換を行いました。

指標	達成目標	令和 4 年度実績
全教員を対象とする FD 研修会の参加率	90%以上	89.7%

(5) 業務運営の改善及び効率化

大学及び法人の取り組みは、理事会・各審議会において明示・説明し、学外理事・委員・監事から所見をもらいながら進めています。また、県内の看護職者等の意見を大学運営に活用するため、「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」（10 月）や「看護人材に関する三者連絡協議会」（2 月）などの機会を設け、看護の質の向上や県内就職の推進に関する大学の取り組みを紹介するとともに、意見交換を行いました。

教員の人事については、欠員及び退職教員等の補填のため 6 名の採用活動を行うとともに、育児休業を取得する教員の代替として 3 名の任期付教員を採用し、教育体制の確保に努めています。また、本学を定年退職した教員 1 名を特任教授として雇用し、大学院看護学研究科における論文指導等の充実を図りました。

事務職員の人事においては、年度当初に生じた欠員は令和 3 年度から引き続き特任契約職員を雇用して補填し、体制を整えました。また、事務職員定数が増員されたことに伴い職員採用試験を実施して、欠員分とあわせて 2 名の採用予定者を決定し、これにより令和 5 年度当初には事務職員定数を充たす見込みとなりました。

(6) 財務内容の改善

本学は一学部一学科の小規模大学であり、他の総合大学と比べると、財政規模も小さく、自己財源比率も低くなっています。第 3 期中期計画期間においては、普通運営費交付金効率化対象経費の 1 % 削減は廃止されましたが、人件費や物価の高騰、円安の影響などにより財務運営は厳しい状況です。効率的・効果的な予算執行が求められる中、令和 4 年度は 4 回の予算補正を行うとともに、計画的な予算執行に向けて第 3 期中期計画期間における財政見通し及び前中期目標期間からの繰越積立金の活用計画を作成しました。

自己収入確保の方策としては、研究助成金情報の積極的な提供や採択率向上に向けた FD 研修会の実施、支援チームによる申請者への助言などを行いました。また、教育研究活動に支障がない範囲で講義室や体育施設等を開放し、講堂・講義室・演習室 13 件、体育施設 267 件の貸出を行いました。

一方、経費抑制のため、教授会や教員会議にあわせて経営状況を周知し、支出内容の精査や節電に全学的に取り組みました。また、入札や複数年度契約による管理的経費抑制のほか、夏に加えて冬にも一斉休業日を設けるなどの省エネルギー対策を実施しました。

(7) 自己点検・評価、情報の提供

本学では、教育研究に関する自己点検・評価、法人運営に関する自己点検・評価をそれぞれ毎年度組織的に実施しています。令和4年度も当年度の自己点検・評価を行うとともに、令和3年度の報告書をとりまとめて製本し、全教員へ配布しました。また、令和6年度の認証評価受審に向けて、他大学を訪問して情報収集を行ったほか、令和5年度からの受審準備に向けて特別会議規程の見直しを行いました。

大学の情報公開については、ホームページ上の大学や法人に関する基本情報を定期更新するとともに、イベント等の情報は随時更新し、適切な情報公開に務めました。

指標	達成目標	令和4年度実績
本学の特徴に対する理解度 (オープンキャンパス参加者アンケート)	95%以上	100%

(8) その他業務運営に関する事項

施設・設備については、経年劣化により修繕や機器の交換箇所が多くなっており、令和4年度はサーバー室のエアコンの交換や講義棟のカーテンの補修、テニスコートの修繕など、教育環境の整備を行いました。また、大規模修繕工事として、講堂と講義室の音響・映像設備の更新、防犯カメラの交換、入退室管理システム部品や空調監視部品の交換を計画的に実施しました。

安全対策については、消防訓練、安否確認訓練等を実施するとともに、災害対策本部構成員及び事務職員を対象とした災害対策マニュアルを作成し、危機発生時の体制整備に努めました。また、令和4年度は本学の公式サイトに成りすました偽サイトが発見されたほか、爆破予告と考えられるファクスが送られてきたため、警察署や県と連携して早急に対応しました。情報管理についても、情報セキュリティ教育や注意喚起を継続して行いました。

人権・倫理に関しては、教職員倫理綱領を見直すとともに、ハラスマント研修を継続実施し、大学全体の倫理意識の向上を図りました。また、学内及び学外にハラスマント相談員を設置し、相談しやすい環境を継続しました。

指標	達成目標	令和4年度実績
危機管理に関する講習会等の参加率	学生向け 90%以上 教職員向け 90%以上	98.1% 100%
人権・倫理に関する講習会等の参加率	学生向け 100% 教職員向け 100%	100% 100%

(9) 項目ごとの自己評価と住民等の負担に帰せられるコスト

(単位：千円)

項目	評価 ^(※1)	住民等の負担に 帰せられるコスト ^(※2)
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する事項		教育 675,106 研究 12,564 教育研究支援 15,359
(1) 教育に関する事項	—	
(2) 研究に関する事項	—	
(3) 地域貢献に関する事項	—	
(4) 教育研究組織と実施体制に関する事項	—	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項		
(1) 業務運営体制の改善に関する事項	III	
(2) 人事の適正化に関する事項	III	
(3) 事務の実施体制の充実及び効率化に関する事項	III	
第3 財務内容の改善に関する事項		
(1) 財政基盤の強化に関する事項	III	
(2) 経費の抑制に関する事項	III	
(3) 資産の運用管理の改善に関する事項	III	
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項		
(1) 自己点検・評価に関する事項	III	
(2) 情報公開と広報に関する事項	III	
第5 その他業務運営に関する重要事項		
(1) 施設・設備の整備、活用等に関する事項	III	
(2) 危機管理に関する事項	III	
(3) 人権・倫理に関する事項	III	
法人共通		146,480
合計		849,511

(注) 各項目の数値は単位未満を切り捨てているため、各項目の数値の和は合計と一致しないことがあります。

(※1) 当法人では、大学の教育研究等の質の向上に関する事項について、年度毎の評価は実施していません。

【評価区分】

IV：年度計画を上回っている（計画の実施状況が100%超）

III：おおむね年度計画どおり実施している（計画の実施状況が90%超100%以下）

II：年度計画を下回っている（計画の実施状況が60%超90%以下）

I：年度計画を大幅に下回っている（計画の実施状況が60%以下）

(※2) 住民等の負担に帰せられるコストについては、以下を対象としてそれぞれ算出しています。

教育：法人の業務として学生等に対して行う教育に関する事。教員等に係る人件費を含む。

研究：法人の業務として行う研究に関する事。

教育研究支援：法人全体の教育及び研究の双方を支援するための施設・組織の運営に関する事。

法人共通：法人全体の管理運営に関する事。施設・設備全体の修繕・維持に要する経費を含む。

当中期目標期間における設立団体の長による過年度の総合評定

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評定						

【評定区分】

S：中期目標の達成に向けて特筆すべき業務の進捗状況にあり、目標を上回る優れた成果が期待できる。

A：中期目標の達成に向けて順調な業務の進捗状況にあり、現行の努力を継続することで、目標を十分に達成することができる。

B：中期目標の達成に向けておおむね順調な業務の進捗状況にあるが、一部で十分な成果が得られていないため、一層の努力が望まれる。

C：中期目標の達成のためにはやや遅れているため、目標を達成するために相当の努力を要する。

D：中期目標の達成のためには重要な遅れがあることから、目標を達成することが極めて困難である。

11 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	第9期 平成30年度		第10期 令和元年度		第11期 令和2年度		第12期 令和3年度		第13期 令和4年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	973	966	959	924	1,041	1,054	999	997	1,031	994	
運営費交付金収入	716	711	691	658	751	783	716	715	773	747	
自己収入	232	234	231	230	233	229	230	232	228	230	
補助金等収入	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	
寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
目的積立金取崩	25	19	37	33	57	38	53	49	30	15	
支出	973	942	959	887	1041	1036	999	980	1,031	952	
教育研究経費	231	218	238	208	257	214	258	241	257	233	①
人件費	642	632	657	621	652	704	660	665	691	654	②
一般管理費	100	90	64	57	132	117	81	73	83	64	③
収入－支出	－	24	－	37	－	17	－	17	－	42	

(注) 各項目の数値は単位未満を切り捨てているため、各項目の数値の和は合計と一致しないことがあります。

① 差額の主な原因是、情報システム整備費の減少等によるものです。

② 差額の主な原因是、退職手当の減少によるものです。

③ 差額の主な原因是、施設修繕関係によるものです。

詳細につきましては、<https://www.gifu-cn.ac.jp/corp/finance/> より、各年度の決算報告書をご覧ください。

12 財務諸表の要約

(1) 貸借対照表（財政状況）

① 経年比較

(単位：百万円)

区分	第9期 平成30年度	第10期 令和元年度	第11期 令和2年度	第12期 令和3年度	第13期 令和4年度
資産合計	4,124	4,044	4,017	3,851	3,763
負債合計	569	562	616	551	529
純資産合計	3,555	3,481	3,400	3,300	3,234

② 当事業年度の状況

(単位：千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	3,539,443	固定負債	441,587
有形固定資産	3,533,546	資産見返運営費交付金等	111,316
土地	1,234,960	資産見返寄附金	8,578
建物	3,486,099	資産見返物品受贈額	321,692
減価償却累計額	△1,642,545	流動負債	87,674
構築物	220,160	運営費交付金等債務	11,324
減価償却累計額	△171,433	預り補助金等	843
工具器具備品	86,619	未払金	57,535
減価償却累計額	△66,941	未払費用	1,829
図書	386,628	前受金	1,515
車両運搬具	5,514	科学研究費助成事業等預り金	8,077
減価償却累計額	△5,514	預り金	6,548
無形固定資産	4	負債合計	529,262
投資その他の資産	5,892	純資産の部	金額
流動資産	223,886	資本金	4,717,680
現金及び預金	219,910	地方公共団体出資金	4,717,680
未収入金	307	資本剰余金	△1,624,213
たな卸資産	103	資本剰余金	39,342
前払費用	3,305	減価償却相当累計額	△1,663,556
立替金	260	利益剰余金	140,601
資産合計	3,763,329	純資産合計	3,234,067
		負債純資産合計	3,763,329

(注) 各項目の数値は単位未満を切り捨てているため、各項目の数値の和は合計と一致しないことがあります。

(2) 損益計算書（運営状況）

① 経年比較

(単位：百万円)

区分	第9期 平成30年度	第10期 令和元年度	第11期 令和2年度	第12期 令和3年度	第13期 令和4年度
経常費用	948	897	1,024	1,017	963
経常収益	946	904	1,027	992	980
当期総利益	13	35	38	22	29

② 当事業年度の状況

(単位：千円)

	金額
経常費用（A）	963,815
業務費	895,825
教育経費	109,527
研究経費	40,211
教育研究支援経費	90,729
役員人件費	17,007
教員人件費	505,292
職員人件費	133,055
一般管理費	67,990
財務費用	0
雑損	0
経常収益（B）	980,478
運営費交付金収益	728,840
授業料収益	183,007
入学金収益	23,778
検定料収益	5,122
補助金等収益	389
資産見返負債戻入	23,641
財務収益	1
雑益	15,697
臨時損失（C）	2,732
前期損益修正損	2,732
当期純利益	13,931
目的積立金取崩額（D）	15,955
当期総利益（B - A - C + D）	29,886

(注) 各項目の数値は単位未満を切り捨てているため、各項目の数値の和は合計と一致しないことがあります。

(3) 純資産変動計算書

①当事業年度の状況

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金 (繰越欠損金)	純資産合計
当期首残高	4,717,680	△1,544,297	126,683	3,300,066
当期変動額				
I 資本剰余金の当期変動額				
減価償却等		△79,916		△79,916
II 利益剰余金の当期変動額				
(1) 利益の処分				
利益処分による取崩設立団体等納付金の納付			△13	△13
(2) その他				
当期純利益			13,931	13,931
当期変動額合計	0	△79,916	13,917	△65,998
当期末残高	4,717,680	△1,624,213	140,601	3,234,067

(注) 各項目の数値は単位未満を切り捨てているため、各項目の数値の和は合計と一致しないことがあります。

(4) キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フローの状況）

①経年比較

(単位：百万円)

区分	第9期 平成30年度	第10期 令和元年度	第11期 令和2年度	第12期 令和3年度	第13期 令和4年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	10	23	80	△34	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4	△6	△34	△11	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2	△4	△2	△2	0
資金期末残高	159	171	215	167	169

②当事業年度の状況

(単位：千円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	11,868
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△220,367
人件費支出	△687,913
その他の業務支出	△57,051
運営費交付金収入	747,936
授業料収入	187,245
入学金収入	23,778
検定料収入	5,122
補助金収入	1,019
預り科学研究費補助金收支差額	△1,593
預り金收支差額	△973
その他収入	14,681
投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	△9,002
財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	0
資金増加額（D=A+B+C）	2,865
資金期首残高（E）	167,044
資金期末残高（D+E）	169,910

(注) 各項目の数値は単位未満を切り捨てているため、各項目の数値の和は合計と一致しないことがあります。

13 財政状態及び業務運営並びにキャッシュ・フローの状態の理事長による説明

(1) 貸借対照表

○資産

令和4年度末現在の資産合計額は前年度比88百万円減の3,763百万円となっています。
主な要因として、固定資産の減価償却（74百万円）による減が挙げられます。

○負債

令和4年度末現在の負債合計額は前年度比22百万円減の529百万円となっています。
主な要因として、未払金の減（22百万円）が挙げられます。

○純資産

令和4年度末現在の純資産合計額は前年度比66百万円減の3,234百万円となりました。
主な要因として、減価償却相当累計額の減（78百万円）が挙げられます。

(2) 損益計算書

○経常費用

令和4年度の経常費用は前年度比54百万円減の963百万円となりました。
主な要因として、教育研究支援経費の減（22百万円）、教員人件費の減（19百万円）が挙げられます。

○経常収益

令和4年度の経常収益は前年度比12百万円減の980百万円となりました。
主な要因として、運営費交付金収益の増（12百万円）、資産見返物品受贈額戻入額の減（21百万円）が挙げられます。

○当期総利益

上記経常損益の状況及び臨時損失として、前期損益修正損2百万円、目的積立金を使用したことによる目的積立金取崩額15百万円を計上した結果、令和4年度の当期総利益は7百万円増の29百万円となっています。

(3) 純資産変動計算書

令和4年度の純資産は当期期首残高3,300百万円が、減価償却による79百万円減、当期純利益による13百万円増から、当期変動額が65百万円減となった結果、当期末残高は3,234百万円となりました。

(4) キャッシュ・フロー計算書

○業務活動によるキャッシュ・フロー

令和4年度の業務活動によるキャッシュ・フローは前年度比46百万円増の11百万円となりました。

主な要因として、運営費交付金収入の増（32百万円）、商品又はサービス等の購入による支出の減（10百万円）が挙げられます。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

令和4年度の投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産等の取得により前年度比2百万円増の△9百万円となりました。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

令和4年度の財務活動によるキャッシュ・フローは前年度比2百万円増の0百万円となりました。

14 内部統制の運用状況

公立大学法人岐阜県立看護大学では、役員（監事を除く。）の職務の執行が地方独立行政法人法又は他の法令に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めており、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

○内部統制の運用

内部統制システムの整備の推進のための体制整備等を目的として、内部統制システムに関する規程を整備しています。この規程に基づき、内部統制システムの整備及び推進の状況を把握して継続的にその見直しを図るため内部統制推進会議を設置しています。令和4年度においては12月、3月に開催し、内部統制の整備、運用状況の確認を行いました。

○監事監査・内部監査

監事は、法人の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に提出し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。令和4年度は、法人の業務の令和3年度の実施状況にかかる監査が6月に、学外実習にかかる事務の執行をテーマとした業務監査が2月に実施されました。

また、9月には監事協力の下、競争的資金にかかる内部監査を実施しています。監査結果については、再発防止を徹底することを目的として、全教職員に周知しました。

○入札及び契約に関する事項

契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制の確立を確保するため、学内理事等から構成される契約審査会を設置し、契約事務の公正性を確保しています。令和4年度においては契約審査会を10回開催し、競争性のない随意契約や競争契約における入札等、入札及び契約にかかる審査を行いました。

○予算の適正な配分

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するため、財務管理対策会議を設置して予算編成方針や予算の作成に関する検討を行い、経営審議会及び理事会で審議を行う体制を整備しています。

令和4年度の予算配分は前年度3月の経営審議会及び理事会において審議し、決定しています。また、年度途中に所要額及び予算執行状況の調査を行い、その結果を踏まえて予算補正を4回行いました。

令和5年度予算についても、11月の財務管理対策会議において編成方針を検討した後、12月の経営審議会及び理事会で審議し、決定しています。教授会等において報告も行い、透明性を確保しました。また、3月には理事会において予算配分を決定しています。

15 法人に関する基礎的な情報

(1) 法人名

公立大学法人岐阜県立看護大学

(2) 沿革

平成 12 年 4 月 岐阜県立看護大学開学
平成 16 年 4 月 看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設
平成 18 年 4 月 看護学研究科看護学専攻（博士課程）開設
平成 22 年 4 月 地方独立行政法人法に基づき公立大学法人へ移行

(3) 設立に係る根拠法

地方独立行政法人法

(4) 設立団体の長

岐阜県知事

(5) 組織図

別紙（公立大学法人岐阜県立看護大学運営組織図 令和 4 年 4 月 1 日現在）

(6) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町 3047 番地 1

(7) 学生の状況（令和 4 年 5 月 1 日現在）

看護学部	321 名
看護学研究科	41 名

公立大学法人岐阜県立看護大学運営組織図

令和4年4月1日現在

